

○国立大学法人徳島大学教員の任期に関する規則

平成16年4月1日

規則第38号制定

(趣旨)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人徳島大学（以下「本学」という。）における教員の任期について必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める組織等)

第2条 法第5条第1項の規定に基づき、任期を定めて任用する教員の教育研究組織、職、任期及び再任に関する事項は、別表のとおりとする。

(労働契約)

第3条 前条に基づく任用を行う場合、本学と当該任用される者との間で任期を定めた労働契約を交わすものとする。

(業績審査)

第4条 この規則により任用された教員の再任（引き続き任期を定めた労働契約を締結することをいう。以下同じ。）の可否を決定するに際しては、当該教員の任期中の業績審査を行うものとする。

2 前項の業績審査は、次の各号に掲げる事項のうち該当する事項について、行うものとする。

- (1) 教育活動に関する事項
- (2) 研究活動に関する事項
- (3) 臨床活動に関する事項
- (4) その他本学の管理運営、地域社会への貢献等に関する事項

(規則の公表)

第5条 この規則を制定又は改廃したときは、徳島大学学報等により広く周知を図るものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教育研究評議会の審議を経て、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。ただし、この規則施行前に大学院ヘルスバイオサイエンス研究部又は医学部・歯学部附属病院の教員として既に選考を終了した者及び選考手続きが進行中の者については、適用しない。
- 2 この規則施行の日に分子酵素学研究センターに在職する助手のうち、現に旧規則（附則第4項において廃止される徳島大学教員の任期に関する規則をいう。）の適用により任期を定めて任用されている助手については、別表の規定にかかわらず、従前の任期を継続するものとし、

再任は1回限りとする。

3 大学院ヘルスバイオサイエンス研究部統合医療創生科学部門薬物機能制御学講座の全分野、同部門社会環境衛生学講座の衛生薬学分野並びに創薬資源科学部門及び生体情報薬科学部門の全講座の全分野においては、助教授定員が配置されていない場合は、この規則は適用しない。

4 徳島大学教員の任期に関する規則（規則第1596号）は廃止する。

附 則（平成16年4月16日規則第73号改正）

この規則は、平成16年4月16日から施行する。

附 則（平成16年5月21日規則第85号改正）

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成17年7月14日規則第19号改正）

この規則は、平成17年7月14日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規則第94号改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第72号改正）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日に、改正前の規定に基づき在職している教員の任期及び再任（業績審査を除く。）に関する事項は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日の前日に在職する教員（前項に該当する者を除く。）又は教務員のうち、この規則の施行の日以後に教授、准教授、講師又は助教に異動する者に対する改正後の別表の任期欄の規定は、適用しない。ただし、当該異動にあたり同意を得た場合はこの限りではない。

附 則（平成20年3月21日規則第90号改正）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。

2 この規則の施行日の前日に在職する本学の職員（改正前の規定に基づき、任期を付されて在職している者を除く。）のうち、この規則の施行日以後、准教授又は講師に異動する者に対する改正後の規定は適用しない。ただし、当該異動にあたり、任期の付与に関する同意を得た場合はこの限りではない。

3 この規則の施行日に、大学院ヘルスバイオサイエンス研究部の再編のため、医学部、歯学部、医学部・歯学部附属病院又は助産学専攻科から同研究部に配置換えされた者については、同日における改正後の規則は適用しない。ただし、改正前の規則により、任期を付されて雇用されている者の任期及び再任に関する事項については、なお、従前の例によるものとする。

4 この規則の施行日前から埋蔵文化財調査室に任期を付して雇用されている者の任期及び再任に関する事項については、なお従前の例による。

附 則（平成20年7月30日規則第6号改正）

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日規則第75号改正）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日に、大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部の設置に伴い、総合科学部又は大学院人間・環境研究科から同研究部に配置換えされた者については、同日における改正後の規則は適用しない。ただし、改正前の規則により、任期を付されて雇用されている者の任期及び再任に関する事項については、なお、従前の例によるものとする。

附 則（平成22年3月16日規則第32号改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日規則第20号改正）

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に在職する本学の職員（任期を付されて在職している者を除く。）のうち、この規則の施行日以後、講師に異動する者に対する改正後の規定は適用しない。ただし、当該異動にあたり、任期の付与に関する同意を得た場合はこの限りではない。

附 則（平成22年7月16日規則第32号改正）

この規則は、平成22年7月16日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成23年9月8日規則第9号改正）

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前から大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部に任期を付して雇用されている者の任期及び再任に関する事項については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日規則第64号改正）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に在職する教員（任期を付されて在職している者を除く。）のうち、この規則の施行の日以後、准教授又は講師に異動する者に対する改正後の規定は適用しない。ただし、当該異動にあたり、任期の付与に関する同意を得た場合はこの限りでない。
- 3 この規則の施行の日に大学院ヘルスバイオサイエンス研究部及び疾患プロテオゲノム研究センターに在職する助教のうち、改正前の規定に基づき任期を付されて在職している者の任期及び再任に関する事項については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日規則第96号改正）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に改正前の規定に基づき任期を付されて在職している者の任期及び再任に関する事項については、なお従前の例による。ただし、大学院ヘルスバイオサイエンス研究部薬学系分野に在職する助教のうち、再任に関して本人の同意を得たときは、先端薬学教育研究プロジェクトの助教として雇用することができる。

附 則（平成25年12月24日規則第46号改正）

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に改正前の規定に基づき任期を付されて在職している者の任期及び再任に関する事項については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月18日規則第91号改正）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に改正前の規定に基づき任期を付されて在職している者の任期及び再任に関する事項については、この附則に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日に大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部総合科学教育研究プロジェクト、大学院ヘルスバイオサイエンス研究部医学系分野、同栄養学系分野、大学院ソシオテクノサイエンス研究部、病院医科診療部門及び同中央診療施設等（総合歯科診療部及び高次歯科診療部を除く。）に改正前の規定に基づき任期を付されて在職している者（平成25年4月1日以後に任用された者に限る。）の再任に関する事項については、この規則を適用する。
- 4 この規則の施行の日に大学院ヘルスバイオサイエンス研究部保健学系分野に在職する助教のうち、改正前の規定に基づき任期を付されて在職している者が、当該任期を残して先端保健学教育研究プロジェクトの助教として選考を経て雇用される場合の任期は、改正前の規定に基づき付された任期の残任期間とし、再任に関する事項については、この規則を適用する。

附 則（平成27年3月17日規則第41号改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日規則第64号改正）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に改正前の規定に基づき任期を付されて在職している者の任期及び再任に関する事項については、この附則に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日に大学院理工学研究部及び大学院生物資源産業学研究部に配置換えされる助教（先端工学教育研究プロジェクトを除く。）のうち、本人の同意を得たときは、平成28年4月1日に任用されたものとみなして、この規則を適用する。
- 4 この規則の施行の日に埋蔵文化財調査学長裁量プロジェクトに改正前の規定に基づき任期を付されて在職している者（平成25年4月1日以後に任用された者に限る。）の再任に関する事項については、この規則を適用する。

附 則（平成28年10月21日規則第22号改正）

- 1 この規則は、平成28年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に改正前の規定に基づき任期を付されて在職している者の任期及び再任に関する事項については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日規則第57号改正）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に改正前の規定に基づき任期を付されて在職している者の任期及び再任に関する事項については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月27日規則第78号改正）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に改正前の規定に基づき任期を付されて在職している者の任期及び再任に関する事項については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月28日規則第62号改正）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に改正前の規定に基づき任期を付されて在職している者の任期及び再任に関する事項については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

教育研究組織		教員の職	任期	再任に関する事項	該当条項
部局等	学科，部門，講座等				
大学院社会 産業理工学 研究部	社会総合科学 教育研究プロ ジェクト	助教	5年	再任可。ただ し，1回限り とする。	法第4条 第1項第 3号（プロ ジェクト 対応型）
	先端工学教育 研究プロジェ クト	講師 助教	3年。ただし，任用の日が4月1日 でない者の任期は，任用の日から2 年を経過した日の属する年度の末 日までの期間とする。	再任不可	法第4条 第1項第 3号（プロ ジェクト 対応型）
	理工学系分野 生物資源産業 学系分野	助教	5年	再任可	法第4条 第1項第 2号（助 教）
大学院医歯 薬学研究部	医学系分野 栄養学系分野	准教授 講師	5年	再任可。ただ し，1回限り とする。	法第4条 第1項第 1号（流動

先端歯学教育 研究プロジェクト		5年	再任不可	型)
先端歯学教育 研究プロジェクト(短期)		3年		
先端薬学教育 研究プロジェクト		5年	再任可。ただし、1回限りとする。	
先端基礎医学 教育研究プロジェクト	助教	5年	再任不可	法第4条 第1項第 3号(プロ ジェクト 対応型)
先端臨床医学 教育研究プロジェクト		3年		
先端歯学教育 研究プロジェクト		5年		
先端歯学教育 研究プロジェクト(短期)		3年		
先端薬学教育 研究プロジェクト		5年	再任可。ただし、1回限りとする。	
先端栄養学教育 研究プロジェクト		5年	再任不可	
先端保健学教育 研究プロジェクト		5年	再任可。ただし、再任後は任期を定めない。	
医学系分野 栄養学系分野		5年	再任可。ただし、1回限り	法第4条 第1項第

				とする。	2号(助教)
病院	医科診療部門 中央診療施設 等(総合歯科診療部及び高次 歯科診療部を 除く。)	准教授 講師	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条 第1項第 1号(流動 型)
	先端歯科医療 開発研究プロ ジェクト	講師	5年	再任不可	法第4条 第1項第 3号(プロ ジェクト 対応型)
	先端歯科医療 開発研究プロ ジェクト(短期)		3年		
	先端医療開発 研究プロジェクト	助教	3年	再任不可	法第4条 第1項第 3号(プロ ジェクト 対応型)
	先端歯科医療 開発研究プロ ジェクト		5年		
	先端歯科医療 開発研究プロ ジェクト(短期)		3年		
	医科診療部門 中央診療施設 等(総合歯科診療部及び高次 歯科診療部を 除く。)		5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条 第1項第 2号(助教)
先端酵素学 研究所	次世代酵素学 研究領域	准教授 講師	5年	再任可。ただし、1回限り	法第4条 第1項第

		助教		とする。	3号(プロジェクト対応型)
	プロテオゲノム研究領域	助教	5年	再任可。ただし、再任後は任期を定めない。	法第4条第1項第2号(助教)
情報センター	全部門	助教	5年	再任可	法第4条第1項第2号(助教)
キャンパスライフ健康支援センター	総合相談部門	助教	5年	再任可。ただし、再任後は任期を定めない。	法第4条第1項第2号(助教)

備考

- 1 表中の任期の欄について、平成25年4月1日以後に本学と契約した有期雇用契約の契約期間（労働契約法第18条第2項により通算契約期間に算入しない契約期間は除く。）がある者であって、当該契約期間を通算した期間が10年から同欄に規定する任期を差し引いた年数を超え10年未満の場合は同欄の任期の規定にかかわらず、当該契約期間と通算し10年を超えない範囲内において個別に任期を定める。ただし、先端酵素学研究所については、この限りでない。
- 2 表中の再任に関する事項の欄に再任回数が規定されている場合、平成25年4月1日以後に本学と契約した有期雇用契約の契約期間（労働契約法第18条第2項により通算契約期間に算入しない契約期間は除く。）がある者は、同欄の再任回数の規定にかかわらず、当該契約期間、任期及び再任期間を通算し10年を超えない範囲内において個別に再任回数を定める。